

A Study on Personal Information Protection  
Management in Universities

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-07-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 赤林, 隆仁 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/574">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/574</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



# 大学における個人情報保護マネジメントに関する考察

## A Study on Personal Information Protection Management in Universities

赤 林 隆 仁

AKABAYASHI, Takahito

日本の大学における個人情報保護の経緯、法的根拠、マネジメント、インシデントの状況について考察した。大半の大学で個人情報保護規定を制定・運営しており、個人情報の利用面では大きなインシデントは報告されていない。反面、インシデント数は低下しつつあるものの個人情報漏洩は連続して発生している。現状に即して厳しすぎる規定は見直しが必要だが、情報漏洩に関しては禁止行為の制定だけでなく実態に即した対策が必要である。

### はじめに

日本では2005年より「個人情報保護法」が施行されたが、大学においては既に1990年代より、この問題には関心が寄せられていた。本論文では日本の大学における個人情報保護の経緯、法的根拠、マネジメント、インシデントの状況について考察し、全体の傾向を明らかにするとともに問題点や今後の方向について論述する。

なお本論文の内容は筆者の私的見解であり、本学の経営や政策とは直接関係がない。また分析対象は教育機能に属する部分とし、医学部付属病院等における個人情報保護は含んでいない。

### 1. 大学における個人情報保護の法的根拠等

1970～90年代に欧米各国においては個人情報保護の機運が高まり、1974年には米国で「プライバシー法」、1978年にはフランスで「情報処理・データと自由に関する法律」、1984年には英国で「データ保護法」、1990年にはドイツで「データ保護法」が相次いで成立施行された。日本でもこれらの影響を受け2003年に「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」と記述する)が成立し、2005年4月より施行された。個人情報保護法は民間事業者を対象としているが、施行前に文部科学省より「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」が示され、民間事業者たる私立大学に対しては個人情報

---

キーワード：個人情報保護、個人情報保護法、プライバシーマーク、情報漏洩、大学

Key words : Personal Information Protection, Act on the Protection of Personal Information, Privacy Mark Information Leakage, University

保護法に沿った措置が義務づけられている。

国立大学に関しては個人情報保護法と同時に成立した「独立行政法人等個人情報保護法」、公立大学に関しては所属する地方自治体が定める個人情報保護条例に基づく措置が義務づけられている。これらの措置は主として大学の利用者たる学生に関する個人情報を対象としている。

大学教職員についての個人情報に関しては厚生労働省による「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（2004年通達）等を根拠とした措置が求められている。

個人情報保護法は個人情報の総数が5,000件以上の個人情報取扱事業者が対象になるが、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例では個人情報の件数に関わらず対象になるという違いがある。また「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」には学生数等による制限の記載がなく、大学の規模に関わらず同レベルの個人情報保護が求められているといえる。

また個人情報保護に関しては刑事的責任を免れた場合でも民事的責任を追求されることがある。

この場合の民事的責任は現実に金銭的被害が生じていない漏洩事案にも発生するものであり、1999年の宇治市役所個人情報漏洩事件では、住所・氏名等の住民票記載データの流出に対して慰謝料として1人当たり15,000円の判決が京都地裁で出されており、公的機関等からの個人情報漏洩時の慰謝料の参考基準値とされている。

## 2. 個人情報保護方針・個人情報保護規定の制定

日本の大学で、20世紀中に個人情報保護規定を制定していた大学の例としては、

法政大学 1991年6月 個人情報保護規定  
早稲田大学 1995年5月 個人情報の保護に関する規則

明治大学 1999年7月 個人情報の保護に関する規定

立教大学 2000年4月 立教大学個人情報保護規定

などがあり、これらはどれも首都圏の大規模大学である。

個人情報保護法の施行を受けて、2005年3月には大半の主要大学において個人情報保護方針（プライバシーポリシー）及び個人情報保護規定が制定され、大学における本格的な個人情報保護が開始された。

## 3. OECD 8原則と個人情報保護法

個人情報保護の根本的な考え方は1980年に制定されたOECDの8原則によっており、個人情報保護規定の中にはこれらの一部または全部が反映されている。

8原則の内容は以下のとおりである。

- ① 収集制限の原則：個人情報は適法・公正な手段により、かつ個人に通知し同意を得て収集されなければならない。
- ② データ内容の原則：収集する個人データは、利用目的に沿ったもので、かつ、正確・完全・最新でなければならない。
- ③ 目的明確化の原則：個人情報の収集目的を明確にし、その利用は収集目的に合致したものでなければならない。
- ④ 利用制限の原則：個人の同意がある場

合や法律の規定による場合を除いては、収集した個人情報を目的以外に利用してはならない。

- ⑤ 安全保護の原則：管理者は合理的な安全保護措置によって、個人情報を紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護しなければならない。
- ⑥ 公開の原則：個人情報収集の実施方針等を公開し、情報の存在、利用目的、管理者等を明示しなければならない。
- ⑦ 個人参加の原則：個人に対して、本人情報の所在及び内容の確認、削除、訂正、異議申立の権利を保証しなければならない。
- ⑧ 責任の原則：個人情報の管理者は諸原則実施の責任を有する。

この内①、②、③、④、⑥、⑦は個人情報の取り扱い面、⑤は情報セキュリティ面、⑧は全体管理面についてのものである。

ここでいう「個人情報」は「特定の個人が識別できる情報」と規定されており、大学が通常管理する学生の住所、氏名、学生番号、成績等がこれに該当する。

個人情報保護法においては⑥の公開の原則以外の原則が明示的に取り上げられている。⑥の公開の原則については「取得時の利用目的通知または公表」、「本人によるデータ開示請求権」という形で反映されているが、データの存在、管理者の公知までは求めている。一方「独立行政法人等個人情報保護法」では公的機関であることが重視され、「個人情報ファイル簿の作成・公表の義務」、各個人情報保護条例では「個人情報についての目録作成・公表の義務」として明示的に記載されており、⑥についても実施義務が明示されている。

#### 4. 大学の個人情報保護規定

日本の代表的な大規模大学（東京の6つの大学、関西の3つの大学）について、各校の個人情報保護規定の内容を比較して見た結果を表1に示す。比較項目としては1) 定義・対象・管理体制、2) 個人情報に関するOECD 8原則、3) 監査、4) 学外委託、5) 最新改訂（過去5年以内）を取り上げた。以下に比較結果の考察を示す。

##### 1) 対象

個人情報の対象については大学によって記述に差がある。特に規定していない場合、「学生・教職員等」、「学生・教職員・関係者等」と包括的に規定している場合、すべて個別に規定している場合等々である。規定していない場合は学生（大学以外を併設の場合は生徒も含む）、教員、職員、役員、卒業生、保護者、保証人、利用者すべてを含むと解釈できる。

##### 2) 定義

定義についてはすべてのケースで個人情報の定義を行っていた。

##### 3) 管理体制

管理体制についてはすべて記述があったが、9ケース中8大学では全学の個人情報委員会を組織し、その役割を定義していた。但し1大学では部門毎に責任者を決めてその責任者に任せる形式をとっていた。

##### 4) 個人情報に関するOECD 8原則

OECD 8原則の内①～⑤、⑦、⑧についてはすべてのケースで記述されている。

⑥の「公開の原則」に関して国立大学は記述しているが、私立大学は記述していない、これは前項3で述べたとおり、私立大学に適

表1 東京・関西の主要大学における個人情報保護規定内容の状況（2010年6月現在）

地域	東京						関西		
	国立	私立	私立	私立	私立	私立	国立	私立	私立
対象	規定なし	学・卒・ 教・関	学・卒・ 保・希・ 教・利	学・卒・ 保・教・ 役・関	学・教	学・教・ 関	規定なし	学・教	学・保・ 親・役・ 教
定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○
管理体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○
収集制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○
目的明確化	○	○	○	○	○		○	○	○
データ内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公開の原則	○						○		
個人参加	○	○	○	○	○	○	○	○	○
責任	○	○	○	○	○	○	○	○	○
監査			○				○		
再発防止措置							○		
学外委託		○	○	○	○	○	○	○	○
最新改訂	2010年	なし	2008年	なし	2006年	なし	2009年	2010年	なし

対象 学：学生 卒：卒業生 教：教員 関：関係者 保：保護者 希：入学希望者 役：役員 親：親族

用される個人情報保護法と、国立大学に適用される独立行政法人等個人情報保護法での記述の違いがそのまま反映されたものと考えられる。

### 5) 監査

個人情報保護はマネジメントシステムとして運用する必要があり、そのためにはPLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（監査）→ACTION（見直し）→PLAN（計画）のPDCAサイクルが規定により制度化されている事が望ましい。「監査」はマネジメントシステム上の「CHECK」に当たり、規定で記述された事項が正しく実施されているかどうかを判定するものであるが、監査義務を規定していたのは国立大学のみであり、更に「ACTION」に当たる再発防止措置を記述していたのは1ケースであった。従って明確に定期的な見直しを規定していないケースの方が多かった。

### 6) 学外委託

個人情報は学外の業者等に委託して処理する場合も多く、その管理の方針についても記述しておくことが望ましい。9ケース中8校は学外委託についての記述を行っていた。

### 7) 最新改訂（過去5年以内）

PDCAサイクルが現実には回っているかどうかの判断基準の一つとして規定の修正が行われているかどうかという点を見た結果、個人情報保護法が施行された2005年以降に規定の見直し、改版を行っていた大学は9ケース中5校であった。

## 4. プライバシーマークの適用

個人情報保護はマネジメントシステムとして運用されるため、JIS規格による認証「プライバシーマーク制度」が日本情報処理開発協会により実施されている。基準となるJIS規格は1999年に制定され、2006年に改正された「個人情報保護マネジメントシステム——

## 大学における個人情報保護マネジメントに関する考察

要求事項」(JIS Q 150001)である。プライバシーマークは、組織の一部での取得はできず組織全体(大学の場合は学校法人または独立行政法人全体)を対象に取得しなければならない。

日本情報処理開発協会の資料によると、2010年8月10日現在全国で11,587組織がプライバシーマークの認定を取得しているが、教育業で認定を取得しているのは24組織であり、その中で大学は産業能率大学(2001年大学としては初の取得)と玉川学園(2005年)の2校である。

### 5. 個人情報保護法施行時の遵守状況

社団法人私立大学情報教育協会は、2005年の個人情報保護法施行に当たり「教員のための個人情報ガイドライン」(2005年11月発行)作成の準備として、同年5月に私立大学教員14,000名に対するアンケート調査を行い、内

1,248名より回答を得た。

個人情報保護の内容は大別すると、1)個人情報の利用制限等、2)個人情報の漏洩防止の二分野があるため、この結果を二分野に分けて見る。ここで言う個人情報は主として教員が担当するゼミや授業に関連する学生、研究室の学生に関する成績・履修届・氏名・住所等の個人情報である。

「個人情報の利用制限」に関して、表2に個人情報の利用状況に関するアンケート結果を示す。質問項目の中で実施率が高い(約50%以上)ものは「学生の携帯番号・メールアドレスの収集」、「学生・卒業生の就職状況等情報の就職部への提供」、「ゼミ名簿の作成」など研究室の円滑な運用には必須と思われる業務であった。個人情報保護法施行直後の状態で関心が高まっていた時期でもあり「学生の携帯番号・メールアドレスの収集」、「ゼミ名簿の作成」等では学生に説明せずに収集し

表2 個人情報の利用制限に関するアンケート結果  
(2005年5月 私立大学情報教育協会)

項目	項目の実施率	説明・同意済	説明のみ	説明せず	無回答
webページへの学生成績掲載	8	34	42	21	2
web掲示板での学生呼び出し	12	17	51	29	3
学生の携帯番号・メールアドレスの収集	59	68	25	6	2
学生・卒業生の就職・転職情報の就職部への提供	49	36	29	29	6
ゼミ名簿の作成	66	63	25	9	3
webページへの個人情報紹介	10	62	28	6	4
学生成果物の公開	29	52	32	13	3
卒業生成果物の公開	13	54	33	7	6
卒業生個人情報の開示	40	48	20	24	8
ゼミ論文集への住所・メールアドレス掲載	3	32	35	11	22
ゼミ論文集の部外配布	2	33	43	17	7
ゼミ生への他ゼミ生の個人情報開示	31	44	30	18	8
	ある	ない	無回答	/	
受講者リストの目的外使用	4	94	2		
学生の氏名等のコピーの無断他人配布	3	94	3		

単位%

ている率は低かったが、大学スタッフの要請による「学生・卒業生の就職状況等情報の就職部への提供」については1/3程度の教員が学生に説明していない状態であった。これは個人情報保護の責任が大学スタッフの側にあると解釈した結果と思われる。卒業生に関しては比較的实施率の高い「卒業生個人情報の開示」で「説明せず」が多かったがこれは卒業生と物理的に連絡を取ることが困難であるという事情と思われる。個人情報の不適切利用に当たる「受講者リストの目的外使用」、「学生の氏名等のコピーの無断他人配布」等を行っている率は非常に少なく、2005年の調査時点においても全体的にはガイドラインや規則の明示・教育で改善が期待できる状態であったと解釈できる。

表3には個人情報の漏洩防止状況に関するアンケート結果を示す。研究室・大学内での個人情報の管理には十分とは言えないまでも注意は払われている。またインシデントに該当する「学生個人情報電子媒体の紛失経験」は少ない状況である。しかしインシデントの大きな原因となる「学生個人情報記憶媒体の自宅持ち帰り」（USBメモリー等）に関しては調査時点でも40%の教員が行っていると申

告しており、この時点で個人情報漏洩リスクが存在していたと言える。

## 6. 最近の遵守状況

大学における個人情報保護インシデント等を総合的に統計調査した事例は見だし難いが、個人情報漏洩インシデントに限ってはいくつかの資料から推察することができる。

日本ネットワークセキュリティ協会は「情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」を毎年発行している。この報告書には業種別の個人情報漏洩インシデントが記載されているが、その中に「教育・学習支援業」の項目がある。これには大学以外の私的教育機関も含むが、大まかな傾向を推測することが可能である。

まず「教育・学習支援業」のインシデントが全業種の中で占める割合の推移を図1に示す。件数比率では2006～2008年は全業種の中で10%以上とインシデント件数の占める割合が多い業種となっている。これは元々発生件数が多い上に個人情報保護法の施行で、小さなインシデントを公表する習慣が徹底してきたためであると考えられる。但し2009年には比率が半減しており、今後もこの傾向が続く

表3 個人情報漏洩防止に関するアンケート結果  
(2005年5月 私立大学情報教育協会)

項目	行っていない	行っている	無回答
個人調査書原本の漏洩防止措置	53	36	11
	ある	ない	無回答
学生個人情報記憶媒体の自宅持ち帰り	40	57	3
学生個人情報のメール送受信	21	77	2
学生個人情報電子媒体の紛失経験	1	96	3
研究室学生による個人情報参照	12	85	3
未シュレッダー学生リスト等のごみ箱への廃棄	25	72	3
未完成個人情報印刷作成物のごみ箱への廃棄	20	76	4

単位%

## 大学における個人情報保護マネジメントに関する考察

のであれば対策の成果が上がってきている可能性がある。被害者数の比率ではほぼ1%以下で、大きな比率は占めていない。これはインシデント数が多い反面、1件当たりの被害者

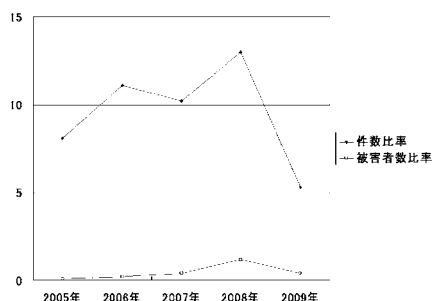


図1 教育・学習支援業の個人情報漏洩インシデントの全業種に占める割合(参考：日本情報ネットワークセキュリティ協会「情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」2005-2009年版、単位%)

数が他業種と比べて極めて少ないことを意味している。

表4に2007-2009年における原因別の比率(件数ベース)の推移を示す。これによると「教育・学習支援業」では業界全体と比べて紛失・置忘れ、盗難、不正持出の比率が大きく、しかも改善状況は業界全体と比べると小さい状況であることが分かる。表5には同期間における漏洩手段別の比率(件数ベース)の推移を示す。これによると「教育・学習支援業」では業界全体と比べてUSBメモリーによる漏洩が突出して多くしかも比率が増加していること、PC本体からの漏洩が比較的多いことが分かる。

大学教員が自分の関係する科目に関する学生の個人情報をUSBメモリーに入れて持ち歩

表4 個人情報漏洩インシデント原因別比率の推移(2007-2009年)

原因	全体			教育・学習支援業		
	2007年	2008年	2009年	2007年	2008年	2009年
管理ミス	20.4	22.2	50.9	13.6	17.7	35.8
誤操作	18.2	35.2	24.0	3.4	1.1	4.9
紛失・置忘れ	20.5	14.1	7.8	20.5	18.5	16.0
盗難	16.6	11.2	7.6	29.5	20.8	21.0
不正持出	7.9	5.8	3.4	15.9	23.6	17.3
ウイルス	8.3	2.2	0.5	11.4	3.1	0.5
その他	8.1	9.3	5.8	5.7	15.2	4.5

(参考：日本情報ネットワークセキュリティ協会「情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」2007-2009年版 単位%)

表5 個人情報漏洩インシデント漏洩経路別比率の推移(2007-2009年)

原因	全体			教育・学習支援業		
	2007年	2008年	2009年	2007年	2008年	2009年
紙媒体	40.4	55.9	72.6	19.3	20.2	38.3
USBメモリー等	12.5	9.9	9.4	37.5	39.9	44.4
電子メール	9.8	8.1	7.0	0.0	0.0	4.9
PC本体	10.9	7.3	3.8	17.0	5.2	8.6
インターネット	15.4	11.7	4.5	18.2	21.3	3.7
その他	11.0	7.1	2.7	8.0	13.4	0.1

(参考：日本情報ネットワークセキュリティ協会「情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」2007-2009年版 単位%)



き（前述の私立大学情報教育協会のアンケート結果でもその比率が多いことが報告されている）紛失、データを入れておいたPCを紛失・盗難するかPCよりファイル共有ソフトウェアにより流出している状況が多いことが推測される。

表6は「大学職員ネット」に掲載された2010年より過去1年半までの情報漏洩インシデント一覧である。原因では紛失・置忘れ、盗難、不正持出が全16件中9件、漏洩経路ではUSBメモリー等、電子メール、PC本体が16件中12件を占めておりほぼ同様の傾向が認められる。またインシデントの起きた大学について調べたところ、すべての大学で「個人情報保護規定」が制定されており、個人情報の管理についての何らかの規制は行われてい

た。規則では決まっているが現実には徹底されていない実態があることが推測される。なお本論文執筆時点で、個人情報の利用についての大きなインシデントや訴訟事例は確認されなかった。

## 7. 米国大学における状況

米国には日本の個人情報保護法に当たるものとして「1974年プライバシー法」(Privacy Act of 1974) が制定されているが、対象は行政機関であり、日本と状況は異なる。

米国では1998年には「個人情報窃盗・乱用防止法」(Identity Theft and Assumption Deterrence Act) が成立するなど個人情報漏洩犯罪に対する罰則と取り締まりが強化されているが、依然として個人情報の犯罪的・組

表6 最近（過去1年半）における大学の個人情報漏洩インシデント

年月日	大学	個人情報保護規定	行為者・責任者	漏洩内容	漏洩手段
2010/7/8	国立	○	教員	教員の人事異動情報	サーバーに誤掲載
2010/5/26	国立	○	教員	科目受講者生成1889人分	電車内で外付HDD紛失
2010/4/28	私立	○	教員	職員名簿・懲戒処分簿1万件以上	自宅PCからファイル共有交換ソフトウェア
2010/4/21	国立	○	教員	卒業後の進路計画・履修登録状況等99件	誤って公開web上に掲載
2010/4/6	私立	○	教員	受講名簿・教職員住所等7000件	研究室パソコン盗難
2009/12/18	国立	○	教員	単位取得状況等94人分	大学職員からのメールの誤転送
2009/12/4	国立	○	職員	奨学金受給者名簿・口座番号72人分	受給者に誤送信
2009/11/22	公立	○	教員	学部学生成績	USBメモリー（非暗号化）の盗難
2009/9/7	国立	○	教員	成績149人分	研究室HDDの盗難
2009/8/26	国立	○	教務	他学生成績の誤表示28人分	成績確認システムの不具合
2009/7/28	国立	○	教務	教育プログラム選択結果学部全員分	誤送信
2009/6/8	私立	○	教員	学生成績500人分	PC、USBメモリーの盗難
2008/12/11	国立	○	教員	学生成績・卒業生・教員情報50人分	研究室PCの盗難
2008/12/4	私立	○	嘱託職員	ハラスメント相談受付リスト719件分	自宅PCよりファイル共有交換ソフトウェア
2008/11/15	私立	○	職員	在学生・卒業生・保証人の個人情報3198人	誤操作によるインターネット上での閲覧可能
2008/10/16	私立	○	教員	学生成績654人分	USBメモリー紛失

(大学職員.netによる、個人情報保護規定の有無は筆者の調査による)

織的な不正入手、不正使用が続発しており、その規模や影響も広範囲なものとなっている。日本と異なり米国の大学では学生の社会保障番号やクレジットカード番号など不正に使用されると経済的に大きな損失を与える情報を管理しており、これらの情報を狙った不正侵入等の組織的犯罪も多発しており、個人情報の漏洩は「情報セキュリティリスクマネジメント」の主対象として取り扱われており、組織的な対処が行われている。

一方個人情報（Personal Information）の利用については各大学では部門別に「個人情報保護方針」（Privacy Act）を作成しているが、主としてオンライン登録の際の個人情報収集・利用条件であり対象も学生、職員のみならず訪問者（志願者、利用者、求職者、webサイト参照者も含む）全体となっている。例えばStanford大学のStanford Center for Professional Developmentでは以下のようになっている。

個人情報の収集項目：名前、生年月日、住所、学歴、職歴、希望教科

収集目的：学生に対する利便性向上のため

利用目的：本人に対するサービスのためのみ

利用制限：個人情報を第三者に販売・貸与しない

情報保護：細心の注意を持って扱い、送信時には暗号化する

情報の参照・変更：専用サイトにID、パスワードでログインして参照・変更ができる

このように「個人情報」に対する考え方は日本と同様であるが、その実際の取扱方や対処の仕組みはかなり異なるといえる。

## 8. 全体考察

以上の分析から以下の考察が導出される。

- 1) 2005年の個人情報保護法施行を機にほぼすべての大学で個人情報保護規定が制定され、個人情報保護に必要な規則等が決められている。
- 2) 個人情報保護規定の見直しを頻繁に行っている大学もあるが、すべての大学で必ずしも定期的、定常的には行われているとはいえない。
- 3) 個人情報の利用に関する重大なインシデントや不正行為は報告されておらず、この面では個人情報保護規定が順当に運用されているといえる。
- 4) 個人情報漏洩インシデント数は業界全体の中では比較的高い状況であったが、最近に至り低下してきている。1件当たりの被害者数は微小である。重大なインシデントは報告されていない。
- 5) 個人情報漏洩インシデントは最近も継続的に発生しており、しかも発生した大学のすべてにおいて何らかの個人情報保護規定が定められていた。
- 6) 学生成績等の入ったUSBメモリの紛失、PCの盗難（必ずしも情報が流出・悪用されたとは限らない）が顕著である。また自宅PCからのファイル共用ソフトウイルスによる流出が依然として散見される。
- 7) インシデントの行為者は教員と職員である。

## 9. 結論

2005年の個人情報保護法の施行以来大学は制度として個人情報保護規定や細則を整備運

用して来ており、その効果は徐々に上がって来ていると言える。また一般社会の中で特に大学の個人情報保護違反のインシデント被害者が多い事実はなく、しかもその比率は改善されてきている。

ただしリスクマネジメントの立場から見ると、方針確立→リスク分析→対策策定（規則化）までは正しく行われているが、その後の措置である評価→見直しが不十分であり、マネジメントサイクルが円滑に機能しているとはまでは言えない。認証制度としてのプライバシー・マーク制度（JIS Q 15001）でも、点検（要求事項3.7）、是正措置及び予防措置（同3.8）、事業者の代表者による見直し（同3.9）が制定されており、マネジメントサイクルによる永続的改善が要求されている。

日本の大学の有する個人情報にはいわゆる「機微情報」（他人に知られた場合に心理的・経済的損失が非常に大きい情報）はあまりなく、学業成績（評点、履修状況、出席状況）等を中心とする学生個人に関するものが主体である。

また大学では一般に非常勤教員の比率が大きく、非常勤教員は自分の授業に関する個人情報を電子媒体等に入れて持ち歩かざるを得ない状況にあるし、常勤教員も研究室内では他の学生の出入りも多く情報漏洩の危険があるため成績等は自宅に持ち帰って処理する傾向にあるため規則で一律に禁止しただけでは現状にそぐわない。

個人情報の利用に関しては大学、教員ともに個人情報保護には気を配っており、大きなインシデントは報告されていない。むしろ研究室内の名簿作成が困難になり、意思疎通に問題が生じたりする弊害もある。個人情報の利用に関する規制が緩い米国の大学と比べた

場合に、大学本来の目的である教育機能に支障を生じる可能性がある分だけ国際競争力に差が生じる事態も懸念されるので、教育実態にそぐわない過剰な規制やそのための投資は今後見直すべきであると考えられる。

反面件数は減少しているものの個人情報漏洩事案は後を絶たない状況である。機微情報でなくとも、個人の成績や住所等の情報漏洩は社会的問題となり、大学の名誉を毀損し、ひいては経営に悪影響を与えることになる。

規則等で個人情報の持ち出しを禁止していても、事実上持ち歩かざるを得ない状況では、むしろ紛失、盗難等が起きて個人情報漏洩が防止できる暗号化（ファイルの暗号化、メモリー全体の暗号化、メールの暗号化、PC全体の暗号化）の義務づけや暗号化媒体の配布、更にはセキュリティの高いクラウドコンピューティング処理（データはコンピュータセンターに集中してオンラインで入力処理し、参照はできるがコピー・持ち出しは不可能とする）などの方策を考えて対処すべきである。そして個人単位での実施状況を調査し、監査対象とすべきである。特に個人情報漏洩は情報セキュリティとの共通性が高いため、組織・投資の共通化等で効率的に対処することも考慮すべきである。

社会に出て行く学生に個人情報の大切さやそれに伴うリスクを教えるのも大学の重要な使命である、そのためには学内の個人情報保護マネジメントが徹底している事を学生にも体感させることも効果的である。

大学に於ける個人情報保護リスクの継続的改善に本研究が少しでも役立てば幸いとするところである。

## 参考資料

1. 各大学 個人情報保護規定
2. 教員のための個人情報活用ガイドライン 2005年 私立大学情報教育協会
3. 教員の個人情報保護に関するアンケート実施結果 2005年 私立大学情報教育協会
4. 大学における個人情報保護対応のポイントとICT活用教育 鈴木正朝
5. 個人情報の保護に関する法律 2009年改訂
6. 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 2004年
7. 「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」解説 2005年 文部科学省
8. 情報セキュリティインシデントに関する調査報告書 2005～2009年版 日本情報ネットワークセキュリティ協会
9. 大学職員ネット <http://university-staff.net/>
10. Privacy Act Stanford Center for Professional Development, Stanford University